

## 高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旅行形態等創出事業及び受入態勢等整備事業により、伝統的工芸品等が持つ価値や魅力を市民及び国内外からの観光客（以下「観光客等」という。）に広く効果的に訴求することで、その背景にある無形の技術や経験への付加価値付けを促進し、ものづくり事業者の対価獲得手段の創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり事業者 市内において、飛騨高山の名匠認定制度実施要綱（平成26年7月8日決裁）別表第1に掲げる職種のうち次に掲げる職業分類に属する職種を除いた職種に係る事業者をいう。
  - ア 生活衛生サービス
  - イ その他の生活、衛生サービス
- (2) 伝統的工芸品等 ものづくり事業者が専門的な技術及び知識を用いてつくりだす製品、農作物等をいう。
- (3) 旅行形態等創出事業 ものづくり事業者又はものづくり事業者との連携により、ものづくりの伝統、文化、技術等を観光客等に紹介する機会を創出又は増加させるため、ものづくりを体感できるツアー、体験サービス等の新たな開発及びそれらの販売促進を図る取組みをいう。
- (4) 受入態勢等整備事業 旅行形態等創出事業の実施に付帯する取組みであって、ものづくり事業者が、観光客等の受入態勢を整備するための取組みをいう。

### (補助対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助対象期間並びに補助限度額は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象者が国県等の補助制度を併用することは、これを認めるものとし、その補助金額については、別表第1及び別表第2の補助対象経費から控除しない。ただし、国県等の補助金額と市の補助金額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国県等の補助金額を差し引いた額を補助金額の上限とする。
- 3 旅行形態等創出事業の補助対象者は、補助対象期間中に複数の旅行形態等創出事業を実施することはできないものとする。ただし、同一の旅行形態等創出事業の中で、複数のものづくりを体感できるツアー、体験サービス等の新たな開発及びそれらの販売促進を図る取組みを行うことができる。
- 4 受入態勢等整備事業の補助対象者は、付帯する旅行形態等創出事業ごとに受入態勢等整備事業

を実施することができるものとする。

- 5 旅行形態等創出事業を実施する者及び受入態勢等整備事業を実施するものづくり事業者が同一の者となる場合は、両補助事業の補助対象者として補助金の交付を申請することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

- 2 旅行形態等創出事業は、最長3年間にわたり継続して申請することができ、次年度以降も継続して補助金の交付を受けようとする場合は、その年度ごとに申請しなければならない

- 3 受入態勢等整備事業は、付帯する旅行形態等創出事業の実施期間を限度とし申請することができ、次年度以降も継続して補助金の交付を受けようとする場合は、その年度ごとに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業変更決定書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別記様式第8号）

(2) 成果等報告書

(3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助事業の成果及び内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の支払い方法)

第10条 補助金は、概算払いにより交付することができる。

(書類の整備及び保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助対象期間	補助限度額
旅行形態等創出事業	旅行形態等創出事業を実施する者（当該事業が旅行業法(昭和27年法律第239号)の適用を受けるものである場合は、同法に基づく登録等の各種手続きを適正に実施している者であること。）	(1) ものづくりを体感できるツアー、体験サービス等を新たに開発する又は改良するための市場調査、モニターツアー等に要する経費のうち、別表第2に定める費用 (2) ものづくりを体感できるツアー、体験サービス等の販売促進に要する経費のうち、別表第2に定める費用	補助率 補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) 補助対象期間 3年間を限度とする。	200万円（1事業者当たり3年間を上限とする補助期間中の限度額）
受入態勢等整備事業	受入態勢等整備事業を実施するものづくり事業者	(1) 事業所等における観光客等の受入態勢の整備に必要な経費のうち、別表第2に定める消耗品費及び印刷製本費。ただし、消耗品費のうち、取得価格が10万円以上となる器具等の購入費用は補助の対象外とする。	補助率 補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) 補助対象期間 付帯する旅行形態等創出事業の実施期間を限度とする。	20万円（1事業当たり単年度の限度額）

別表第2（第3条関係）

## 補助対象経費

費目	内容
報償費	講師等への謝金・謝礼
旅費	講師等に係る交通費又は宿泊費の実費、市場動向調査等に係る交通費又は宿泊費の実費

消耗品費	事業実施に必要な資料、材料、器具代
印刷製本費	事業実施に必要な資料、パンフレット、写真等の印刷代
通信運搬費	物品の輸送費、切手、はがき、小包の料金、電話料金
保険料	事業実施に必要な行事保険、物品保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険
手数料	銀行振り込み手数料、クリーニング代
使用料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料
委託料	事業実施に必要な調査会社、広告会社、イベント会社等への委託料
原材料費	事業実施に必要な原材料代
その他	その他、事業実施にあたり必要となる経費
備考	上記に掲げる補助対象経費のうち、旅行形態等創出事業に係るホームページのサーバー代等の維持管理に要する経費、旅行形態等創出事業により開発するものづくりを体感できるツアー、体験サービス等の販売に係る割引等の原資や原価を構成する費用は補助対象外とする。

(あて先)高山市長

申請者

(旅行形態等創出事業者)

所在地又は住所

事業所等の名称

代表者名

(受入態勢等整備事業者)

所在地又は住所

事業所等の名称

代表者名

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付申請書

年度において高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 事業の名称

2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助事業に要する経費 円

(旅行形態等創出事業に要する経費 円)

(受入態勢等整備事業に要する経費 円)

4 補助申請額 円

(旅行形態等創出事業の補助申請額 円)

(受入態勢等整備事業の補助申請額 円)

## 5 添付書類

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他(事業内容が、旅行業法の適用を受けるものである場合は、当該事業内容に応じた同法に基づく登録等の各種手続きを実施していることを証するものも添付すること。)

別記様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業の名称						
申請者の概要 (旅行形態等創出事業者)	名称					
	所在地					
	電話番号		FAX番号			
	業種					
申請者の概要 (受入態勢等整備事業者)	名称					
	所在地					
	電話番号		FAX番号			
	業種					
事業の目的						
事業の概要						
事業の効果等						
成果目標 (ツアーやサービスの開発件数、販売本数、販売額等)	年度	指標①		目標値		
		指標②		目標値		
	年度	指標①		目標値		
		指標②		目標値		
	年度	指標①		目標値		
		指標②		目標値		
事業費の総額						
旅行形態等創出 事業費計画(円)	区分	年度	年度	年度	合計	
	事業費					
	補助対象経費					
	補助金					
受入態勢等整備 事業費計画(円)	区分	年度	年度	年度	合計	
	事業費					
	補助対象経費					
	補助金					
年度(4年目)以降の 事業実施内容(予定)						



別記様式第3号(第4条関係)

収 支 予 算 書  
(旅行形態等創出事業)

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

## 収 支 予 算 書

(受入態勢等整備事業)

### 1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

### 2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

別記様式第4号(第5条関係)

年 月 日

様

高山市長

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付予定額 円  
(旅行形態等創出事業の交付予定額 円)  
(受入態勢等整備事業の交付予定額 円)

3 交付条件等

(あて先)高山市長

申請者

(旅行形態等創出事業者)

所在地又は住所

事業所等の名称

代表者名

(受入態勢等整備事業者)

所在地又は住所

事業所等の名称

代表者名

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のありました高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業について内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記様式第6号(第7条関係)

年 月 日

様

高山市長

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業変更決定書

年 月 日付けで申請のありました高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業変更承認申請書について、次のとおり決定したので高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。

記

- 1 決定事項 交付(内容の変更)・中止
- 2 変更の内容

(あて先)高山市長

申請者

(旅行形態等創出事業者)

所在地又は住所  
事業所等の名称  
代表者名

(受入態勢等整備事業者)

所在地又は住所  
事業所等の名称  
代表者名

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 交付予定額 円  
(旅行形態等創出事業の交付予定額 円)  
(受入態勢等整備事業の交付予定額 円)

3 添付書類

- (1) 収支決算書(別記様式第8号)
- (2) 成果等報告書
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号(第8条関係)

収 支 決 算 書  
(旅行形態等創出事業)

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

収 支 決 算 書  
(受入態勢等整備事業)

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。



別記様式第9号(第9条関係)

年 月 日

様

高山市長

高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市伝統的工芸品等高付加価値化事業補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額

(旅行形態等創出事業の交付確定額

円

円)

(受入態勢等整備事業の交付確定額

円)